

処方箋・ジェネリック医薬品に関するご説明



医療費抑制の方針として、平成 20 年 4 月から医療制度が改定され、さらにジェネリック医薬品を推進する旨の施策が開始されました。これは、ジェネリック医薬品を利用すれば、薬品代の負担が、患者さん自身も、そして保険者（国など）も、少なくて済むためのものです。



新たな施策では、「処方箋に記載された薬剤は、患者さんの希望があればジェネリック医薬品に変更してよい」とこととされました。今までは、医師がジェネリック医薬品を処方箋に記載しない限りジェネリック医薬品を調剤できませんでしたので、かなり大きな変更になります。



『ジェネリック医薬品でも効果は変わらない』と国家が保証する以上、当院がこれに反対する理由はありません。しかし、個々の調剤薬局がどの会社のジェネリック医薬品を取り扱っているのか、それを当院で把握するのは困難です。このため、**当院では、従来通りに先発医薬品による処方箋を発行いたします。**

- ◎ ジェネリック医薬品をご希望の患者さんは、調剤薬局窓口に処方箋を提出する際に「ジェネリック医薬品を希望する」旨を薬剤師に教えてください。
- ◎ ジェネリック医薬品を希望されない方はそのまま処方箋を提出してください。処方箋通りの薬が調剤されます。薬剤師から「ジェネリックにしますか？」という問いかけがあった場合は「処方箋通りの調剤を希望する」と意思表示をしてください。



ジェネリック医薬品は、厚生労働省が先発医薬品と同等と認めた医薬品で、以前は「後発品・ゾロ品」と言われていました。先発医薬品の特許満了後に、有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同じ医薬品として新たに申請され、製造・販売された安価な医薬品です。先発医薬品開発には 10～15 年の歳月と数百億もの投資が必要といわれるのに対して、ジェネリック医薬品の開発期間は 3 年ほどです。このため、平均するとジェネリック医薬品の薬代は、先発医薬品の約半額です。このことから、患者さん・保険者（国など）の薬代負担が減ることが利点としてあげられます。特許期間が過ぎている薬がすべてジェネリック医薬品に置き換えられた場合、日本の医療費は年間で約 1 兆円も節減できると言われています。このため、ジェネリック医薬品の処方を厚生労働省は推進しているのです。

平成 20 年 6 月 4 日(水)

医療法人社団 森誠会 森塚クリニック
院長 森塚 俊彦